

4 文科政第 37 号  
令和 4 年 6 月 23 日

総合科学技術・イノベーション会議  
議長 岸田文雄 殿

文部科学大臣  
末松信介

文部科学省所管の国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）の変更について（諮問）

下記国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標）について、特定国立研究開発法人による研究開発等の促進に関する特別措置法（平成 28 年法律第 43 号）第 5 条第 2 項において準用する独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 4 第 3 項の規定に基づき、別添により意見を求めます。

#### 記

- ・国立研究開発法人物質・材料研究機構
- ・国立研究開発法人理化学研究所

以上

(本件担当)

文部科学省科学技術・学術政策局  
研究開発戦略課  
評価・研究開発法人支援室  
尾西、馬淵

Tel : 03-5253-4111 (内線 3856、3867)